

みなかみ町移住支援金 チェックリスト

- ・下記4要件の全てに該当された方は対象となる可能性がありますので、みなかみ町企画課（電話番号：0278-25-5001）へお問い合わせください。
- ・申請した日から5年以上継続してみなかみ町に居住する意思があることを条件としています。
- ・災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後5年以内に町外に転出された場合は、返金の対象となりますので、ご注意ください。

1 移住元に関する要件

(1) 住民票を移す直前の10年間について、下記①～③のいずれかに該当する		はい・いいえ
☐	①「東京23区に住民票を置いていた期間」が通算5年以上である。	
☐	②「東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が通算5年以上である。 なお、東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間とすることができる。	
☐	③「上記①と②を合算した期間」が通算5年以上である。	
(2) 住民票を移す直前の1年間について、下記①～③のいずれかに該当する		はい・いいえ
☐	①「東京23区に住民票を置いていた期間」が連続して1年以上である。	
☐	②「東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が連続して1年以上である。 なお、東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間とすることができる。	
☐	③「上記①と②を合算した期間」が連続して1年以上である。	

2 移住先に関する要件

下記①～②の全てに該当する		はい・いいえ
☐	①申請時において、転入翌日から1年以内であること。	
☐	②申請した日から5年以上継続してみなかみ町に居住する意思がある。 ※ 会社都合（転勤・出向・研修等）により転入される方は、対象外となります	

3 地域の担い手としての役割に関する要件

下記（１）～（５）のいずれかに該当する		はい・いいえ
（１）テレワークに関する要件 下記①～④の 全て に該当する		
☐	①所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。	
☐	②国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていないこと。	
☐	③週２０時間以上テレワークを実施していること。（原則として恒常的に通勤していないこと。）	
☐	④勤務先から通勤手当の支給を受けていないこと（出社実績に応じて実費支給は OK）。	
（２）関係人口に関する要件 みなかみ町の空き家等を自らの居住の用に供するため、不動産会社等の仲介によって、購入契約をして暮らし始めた者で、下記①～④の いずれかに 該当する		
☐	①農林水産業に就業する者	
☐	②家業等へ就業する者	
☐	③みなかみ町に本店または支店がある企業に勤務している者	
☐	④自治会、地域づくり団体等が関わる地域づくり活動または地域課題の解決に向けた取組に参加する意思があり、移住後も当該活動等を継続する意向のある者	
（３）起業に関する要件		
☐	群馬県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。	
（４）就職に関する要件（一般の場合） 下記①～③の 全て に該当する		
☐	①群馬県が開設している就職マッチングサイトに掲載された対象求人に応募し、採用されていること。	
☐	②就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。	
☐	③週 20 時間以上の無期雇用契約であること。	

4 その他の要件

下記①～②の 全て に該当する		はい・いいえ
☐	①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	
☐	②日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。	